

岩槻区市民活動ネットワーク登録基準

(目的)

第1条 この基準は、市民活動団体が相互に連携を図りながら岩槻区の魅力あるまちづくりを推進していくための、岩槻区市民活動ネットワークへの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体の要件)

第2条 団体は、次の要件をすべて備えていることとする。

- (1) 区民の自由な意思に基づき集まり、自ら立てた規範に従って市民活動を行う団体であること
- (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること
- (3) 区と相互の連携をとれること
- (4) 会則又は規則を有していること
- (5) 会員名簿を有していること

(活動内容)

第3条 活動内容は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 自然・環境に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する活動
- (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (4) 安全・生活環境に関する活動
- (5) 地域交流に関する活動
- (6) まちづくりに関する活動
- (7) 青少年の健全育成に関する活動
- (8) スポーツの振興に関する活動
- (9) その他、区長が特に認める活動

2 次の各号に該当する活動を行う団体の登録は認めない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 趣味や娯楽を目的とする活動
- (4) 営利を目的とする活動
- (5) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動
- (6) 会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるものの活動
- (7) その他、団体の運営が著しく適性を欠くと認められるとき

3 前項に該当する活動を行う団体の申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。

- (1) 会則又は規約等
- (2) 会員等名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他区長が必要とする書類

(登録の完了)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要事項を確認し、登録基準に照らし合わせ、不備等が無い場合は、申請書を受理することとし、受理した段階で登録完了とする。

2 区長は、前項の規定により受理した場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(登録の取り消し)

第6条 区長は、次の事由に該当すると認められる場合には、登録の取り消しを行うことができる。

- (1) 第3条の活動内容に該当しなくなったとき
- (2) 団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善命令に従わないとき
- (3) 団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき

(実績報告の提出)

第7条 区長は、必要に応じ団体に対し活動報告書の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。